

**✚ 貨物概要**

文書や画像等をフラットベッドスキャナ（※）部でスキャンすることで、デジタル信号化した画像イメージを記憶装置内に保存し、その画像データを複写する機能並びに自動データ処理機械 (ADP) やネットワークと接続することで、文書や画像データの印刷及びファクシミリ (FAX) の送受信を行う機能を有する機器。

※原稿を透明な原稿台の上に固定し、光を照射して走査するスキャナ。

**✚ 分類**

関税率表第 8443.31 号（統計番号 8443.31-090）の、印刷、複写又はファクシミリ送信のうち 2 以上の機能を有する機械（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）であって、その他のもの（フラットベッドスキャナを有するもの）。

**✚ 分類理由**

本品は、自動データ処理機械及びネットワークに接続することができ、印刷、複写及びファクシミリ送信の 2 以上の機能を有するものであるため、関税率表第 84.43 項及び関税率表解説第 84.43 項 (II) (D) の規定により、上記のとおり分類されます。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）